

定期監査の結果の公表について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成20年10月28日

八尾市監査委員	富 永 峰 男
同	八 百 康 子
同	伊 藤 輝 夫
同	岡 田 広 一

記

- 1 定期監査
学校園 八尾中学校、大正中学校、曙川中学校
用和小学校、桂小学校、南高安小学校、中高安小学校、志紀小学校、大正北小学校
安中幼稚園、曙川幼稚園、北山本幼稚園、西山本幼稚園
- 2 監査の結果
別紙のとおり
- 3 問合せ先
八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896 (直通)
- 4 その他
監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議長 西川訓史様
八尾市教育長 中原敏博様

八尾市監査委員 富永峰男
同 八百康子
同 伊藤輝夫
同 岡田広一

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成20年8月25日から平成20年9月29日まで

2 監査の対象部局課

学校園 八尾中学校、大正中学校、曙川中学校
用和小学校、桂小学校、南高安小学校、中高安小学校、志紀小学校、大正北小学校
安中幼稚園、曙川幼稚園、北山本幼稚園、西山本幼稚園

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等
監査の範囲 平成19年度の事務事業

4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適切、かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、各学校園において、関係書類を審査するとともに、各小中学校長、幼稚園長及び関係職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

各学校園の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、改善、注意又は検討を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、措置を講ずるとともに、その旨を遅滞なく通知されたい。

なお、学校園事務の平準化と適正かつ効率的な事務事業の執行を図るため、毎年指摘されている事項についてはマニュアルの作成を検討するなどの改善に取り組まされたい。

1 文書事務について

文書処理簿において押印漏れや記載漏れなど、また、文書の管理等において発信文書の控が保管されていないものなどが見受けられたので八尾市文書取扱規程に基づき適正に行うこと。

2 市費職員の出勤簿、休暇について

出勤簿及び年次有給休暇カード等の事務処理において、押印漏れや特別有給休暇の届出漏れ、取得事由の記載漏れなどが見受けられたので適正な事務処理に改めること。

3 府費職員の職員手当認定事務について

通勤手当等の認定事務において、押印漏れや記載漏れなどが見受けられたので適正な事務処理に努めること。

4 独立行政法人日本スポーツ振興センター事務について

(1) 金銭出納簿に記載誤りなどが見受けられたので、適正に事務処理を行うこと。

(2) 保護者から徴収した掛け金のうち、基準日以後の転入生分を金銭出納簿に記載することなく、現金で学校に保管していたものなどが見受けられたので、適正に事務処理を行うこと。

5 就学援助関係事務について

金銭出納簿の作成及び記入方法等において、一部不適切なものが見受けられたので適正な事務処理に努めること。

6 修学旅行・林間学舎関係事務について

(1) これまでの定期監査でも指摘してきたところであるが、複数の業者から見積書を徴していないものや、旅行取扱業者と契約書等を交わしていないものが依然見受けられたので改めること。

また、教育委員会においては指導の方法について検討すること。

(2) 出納事務において、欄外に手書きで金額訂正されているだけの請求書で支出されていたもの、領収書に氏名・押印のないものなどが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

(3) 現金徴収後、支出する日まで学校に保管されていたケースがあったが、通帳で管理するなど、現金での保管は必要最小限に留め、適正に行うこと。

7 学校給食費関係事務について

金銭出納簿に記載漏れのもの、添付されている領収書に日付や領収内容等が記載されていないもの、学校給食会からの返還金を毎年そのまま繰越金として処理しているものなどが見受けられたので、適正な事務処理に努めること。

8 幼稚園保育料徴収事務について

預かり保育個人台帳、利用券払戻依頼書等で、購入日、利用券番号の記載漏れ、押印漏れ、修正液で訂正されているものなどが見受けられたので、適正な事務処理に努めること。

9 備品等の管理について

(1) 備品一覧表より抽出し現品と照合したところ、市の備品番号と異なる表記のもの、番号の判読ができないものなどが見受けられたので、適正な管理に努めること。

(2) 使用済み薬品や空瓶などの処理について平成20年度から教育委員会で取扱いを統一され、処理される予定であるが、今後も薬品の適正管理に努めること。